

利用できる窓口

手続区分	主な申請手続	設置課・係
戸籍・住民票など	戸籍・住民票等請求申請書、印鑑登録申請・証明書	役場庁舎 1F 住民防災課戸籍係
税金	税証明書交付申請書	役場庁舎 1F 税務課収納係
国保・後期	国保被保険者異動届、国保・後期被保険者証再交付申請書、子ども医療受給資格登録申請書	役場庁舎 1F ほけん課国保係
子育て	妊娠届出書、新生児誕生祝金交付申請書、ひとり親等家庭医療費助成申請書	役場庁舎 1F 福祉課子育て支援係
生活交通・防災無線	タクシー利用者証交付申請書、防災行政無線借用書、畜犬各種申請	役場庁舎 1F 住民防災課生活交通係、危機管理係
水道	給水装置使用異動届、公共下水道使用書	役場庁舎 2F 上下水道課上下水道係



インタビュー / アンケート



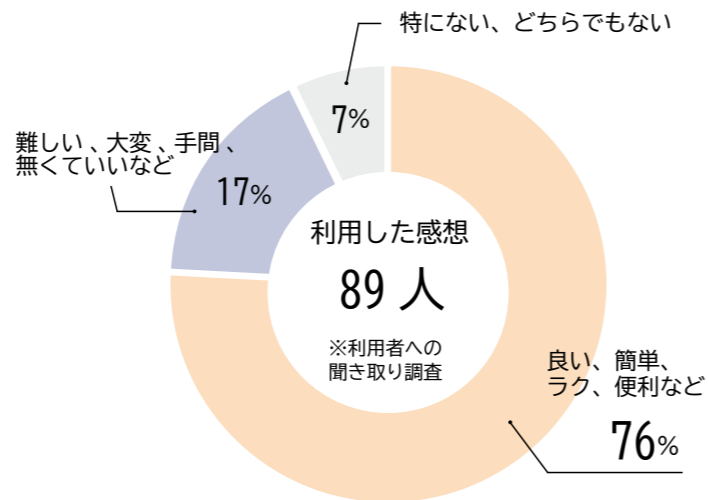
黒田 加津臣さん

書く手間が減り、簡単で便利だと思いました。操作も難しくなかったので、次回からスムーズにできそうです。



菅野 響子さん

住所を書かなくていいので、楽になったし、手続きが早く済みました。使い方も職員の方が丁寧に教えてくれたので、迷うことなく使えました。



始めました。

「書く手間」が最小限に

住民票や税証明の取得、保険証の再発行などの各種申請書の氏名・住所などの記入を省略するシステム「書かない窓口」のサービスを11月より開始しました。マイナンバーカードや運転免許証などを顔認証システムで読み取ることで、申請書の「氏名・住所・生年月日・性別」が自動印字され、フリガナや電話番号などの最小限の記入のみで手続きができるようになりました。来庁された皆さんの「書く手間」の軽減が期待されます。「書かない窓口」をぜひご利用ください。

☎ 585 12785
ほけん課国保係

☎ 585 12115
住民防災課戸籍係

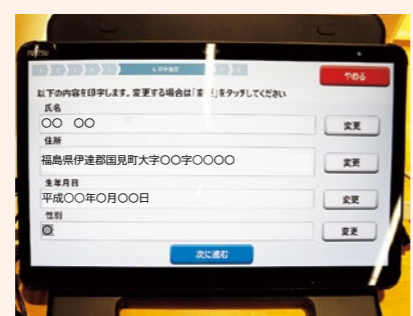
利用の手順

操作方法など、職員がサポートします。安心してご利用ください！



05 印字された内容を確認し、申請書を印刷

氏名や住所などの読み取った情報をタブレットで確認し、印刷する。



04 顔認証システムに顔をかざす

顔認証システムに顔をかざし、本人認証させる。



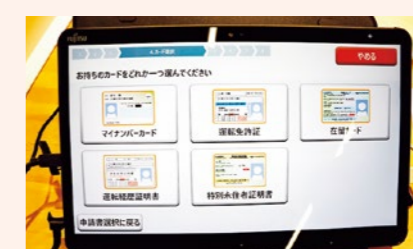
03 本人確認カードを顔認証システムにセット

本人確認カードの顔写真を上に向けて顔認証システムにセットする。



02 読み取る本人確認カードを選択

お持ちの本人確認カードの種類を選択する。(マイナンバーカード、運転免許証など) ※顔写真のないカードは利用できません。



01 タブレット画面で申請する項目を選択

タブレット画面の「はじめる」をタッチし、必要とする申請手続きの項目を選択する。

